

喜多方市小田付サテライトオフィス利用規程

令和5年1月12日
喜多方市地域振興課

(趣旨)

第1条 この規程は、喜多方市内に一部機能の移転等により事業所の開設を検討している首都圏等の企業が喜多方市内での事業体験のために活用するサテライトオフィスの利用にあたって必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス

喜多方市内へ機能移転等を検討する首都圏等の企業が、一定期間の事業展開を行う場として喜多方市が設置・運営する次条に掲げる物件をいう。

(2) 首都圏等の企業

首都圏をはじめとした福島県外に本店又は主たる事業所を有する企業をいう。

(3) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。

(物件)

第3条 サテライトオフィスとして貸し出す施設は、次表に掲げる施設とする。

物件名	喜多方市小田付サテライトオフィス
所在地	喜多方市字南町 2844 番地 2

(使用条件)

第4条 サテライトオフィスを利用できる企業は、次表に掲げる者とする。

条件	内容
対象企業	本市に一部機能移転を検討する首都圏等の企業
使用可能期間	原則として、利用許可を受けた日から起算して3か月以上1年以内とする。ただし、申請により1年を限度として利用期間を延長することができるものとし、最大利用年数は定めない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、サテライトオフィスを使用することができない。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) その他社会通念上、不相当と認められるとき。

(利用申請)

第5条 サテライトオフィスの利用を希望する企業は、サテライトオフィス利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市に提出しなければならない。

(許可及び誓約)

第6条 企業から申請書の提出があった場合、市は利用に支障がないと認めたときは、申請書を提出した企業に対し、サテライトオフィス利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付し、許可を通知するものとする。

2 市は施設の使用について、管理上必要な条件を付することができる。

(利用費用)

第7条 利用者はサテライトオフィスの次表に定める利用料を市に支払う。

利用場所	月額利用料	利用人数
個室	30,000 円	常時利用は4名まで
シェアオフィス	15,000 円	常時利用は2名まで

2 利用日数がひと月に満たない月の利用料については、日割り計算によるものとする。

3 サテライトオフィスの水道光熱費及び Wi-Fi 通信費については市が負担する。

(修繕)

第8条 利用者は、サテライトオフィスの諸造作、設備が破損若しくは故障により修繕の必要が生じ、又は生じるおそれがある場合には、速やかにその旨を市に報告しなければならない。

2 前項の場合において、市が必要と認めた修繕は、市が物件所有者と協議して実施するものとする。ただし、利用者が所有する諸造作、設備及び利用者の責めに帰すべき事由によるものは、利用者がその費用を負担するものとする。

(損害の賠償)

第9条 利用者は、自己または代理人、使用人、請負人等が故意または過失によって、市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその旨を報告し、事故の責任と費用負担においてその損害を賠償しなければならない。

(善管注意義務)

第10条 第7条に掲げる個室利用者は、当該個室を自己の責任において管理し、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第 11 条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は許可書に記載された利用可能日から 30 日以内に利用を開始すること。
- (2) サテライトオフィスの全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡しないこと。
- (3) サテライトオフィスの設備及び備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) サテライトオフィスは火気厳禁とし、水道設備の凍結防止及びサテライトオフィスの清潔の保持に努めること。
- (5) 近隣の住民に配慮し、迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- (6) サテライトオフィス内及び敷地内で動物を飼育しないこと。
- (7) その他サテライトオフィスの使用に際しては、市と協議し、合意した事項に従うこと。

(事故免責)

第 12 条 サテライトオフィスが通常有すべき安全性等を欠いていたことにより発生した事故による場合を除き、サテライトオフィス内又はその周辺で発生した事故のいかなる場合にも、市は一切の責任を負わない。

(許可の取消)

第 13 条 市は利用者が次に掲げる事項に該当する場合、許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 利用者が第 8 条、第 9 条、第 10 条又は第 11 条のいずれかの規定に違反した場合。

2 前項の規定による許可の取消しは、サテライトオフィス利用許可取消通知書（第 3 号様式。以下「取消通知書」という。）を利用者に交付して行うものとする。

3 取消通知書を交付された利用者は第 14 条に定める規定を準用し、直ちにサテライトオフィスを明け渡さなければならない。

(明け渡し)

第 14 条 利用者は期間満了日までに次の事項を満たしサテライトオフィスを明け渡さなければならない。

- (1) 利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、サテライトオフィスを原状に回復しなければならない。ただし、市が特に原状回復の義務を免除した場合は、この限りではない。
- (2) 利用者は、期間満了日または希望退去日以前にサテライトオフィスの明け渡しを決めた場合は、速やかにサテライトオフィス退去申請書（第 4 号様式）を市に提出しなければならない。

(立ち入り)

第 15 条 市のサテライトオフィスへの立ち入りは次の事項に定めるものとする。

- (1) 市は、管理上必要があるときはサテライトオフィスに立ち入ることができる。
- (2) 利用者は正当な理由がある場合を除き、前項の規定による市の立ち入りを拒否することはできない。

(3) 市が認めたときは、利用を希望する企業、その他関係者等はサテライトオフィスの見学等のために立ち入ることができる。ただし、個室に立ち入る場合、あらかじめ利用者の承諾を得て立ち入ることとし、利用者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市と利用者が誠意をもって協議し、合意した内容に従うものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 2 日から施行する。

(第1号様式)

喜多方市小田付サテライトオフィス利用申請書

令和 年 月 日

喜多方市長 様

<申請者>

住 所

団 体 名

代表者職氏名

喜多方市小田付サテライトオフィスの利用について、下記のとおり申請いたします。

また、当該施設を使用することについては、喜多方市小田付サテライトオフィス利用規程の定めるところに従い、その義務を誠実に履行することを誓約します。

記

利用場所	個室 ・ シェアオフィス
利用後の業務内容	
喜多方市への移転についての考え	
利用予定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※利用予定期間は3か月以上1年以内。延長時は再申請。
担当部署住所	
担当部署名	
担当者氏名	
電話番号	
利用者情報	部署： 人数： 人

(第2号様式)

第 号
令和 年 月 日

様

喜多方市長 印

喜多方市小田付サテライトオフィス利用許可書

喜多方市小田付サテライトオフィスの利用について、下記のとおり承認いたします。

記

- 1 利用施設 喜多方市小田付サテライトオフィス
- 2 利用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 3 利用条件 喜多方市小田付サテライトオフィス利用規程のとおり

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

喜多方市長 印

喜多方市小田付サテライトオフィス利用取消通知書

喜多方市小田付サテライトオフィスの利用について、下記の事由により許可を取り消します。

記

- 1 利用許可施設 喜多方市小田付サテライトオフィス
- 2 利用許可年月日記号番号
- 3 取消理由

(第4号様式)

令和 年 月 日

喜多方市長 様

<申請者>

住所

氏名

印

喜多方市小田付サテライトオフィス退去申請書

喜多方市小田付サテライトオフィスを下記の事由により退去いたします。

記

利用者名	
退去予定日	令和 年 月 日
退去理由	